

## 会社関係訴訟

### 1 意義

通常、違法な法律行為は当然に無効である。しかし、こと会社の組織的な法律関係は集団的法律関係としての側面があり、多数の関係者の間で多くの法律関係が積み重ねられていくことになる。こうした法律関係の中で、ある違法な法律行為が行われた場合、これを当然に無効として事後的にいつでもだれでもが争えんとすると、当該法律関係を前提に積み重ねられてきた法律関係がすべて覆されることになり、著しく法的安定性を害することになってしまう。

また、一般に違法な法律行為を訴訟で争った場合、その判決効（既判力、執行力）は当事者及びこれに密接に関係のある者の間でしか生じないが（民事訴訟法 115 I、民事執行法 23 I）、そうなると、判決の効力が違法を争った当事者如何によっては区々となってしまう恐れがあり、法律関係が收拾つかなくなってしまう恐れも生じる。

そこで、会社法では、こうした不安定な法律状態を避けるために、違法な法律行為を争える当事者や時期を制限し、訴えをもつてのみ争えることにし、しかもその請求を認容する判決（すなわち原告勝訴判決）の効力は原則不遡及とし<sup>1</sup>、さらに第三者にも及ぼすことによって画一的権利関係の確定を計るため、会社組織に関する争いに関し、独特のルールを定めている。

会社法では、違法な法律行為を争う訴えとして会社の組織に関する訴えを用意し、またこれとは別に役員等の責任追及等の訴え<sup>2</sup>、役員解任の訴え、社債発行会社の弁済取り消しの訴えを用意している<sup>34</sup>。

なお、株主がこれら訴えを提起するには、個別株主通知（社債株式振替 154）が必要と解される可能性が高いので、注意が必要である。

以上のほかに、会社・取締役間の訴訟、会社・執行役員間の訴訟における会社側の代表権について特則があり、代表取締役・代表執行役は当該訴訟の代表権はなく、監査役・監査委員が会社を代表する（386、408 I ②）。監査委員たる取締役が訴訟当事者となる場合は、会社側の代表者は取締役会で定める者が会社を代表することになる（408 I ①）。

### 2 会社の組織に関する訴え<sup>5</sup>

---

<sup>1</sup> ただし、すべての会社関係訴訟の判決行が不遡及となるわけではない（839 括弧書参照）。

<sup>2</sup> この訴訟については、すでに詳述したので、ここでは取り上げない。

<sup>3</sup> ほかに、条文上は特別清算に関する訴え及び持分会社特有の訴えも存在するが、前者は倒産法の領域であり、後者は株式会社とは関係がないので、ここでは述べない。

<sup>4</sup> 会社法が用意した訴えのほか、会社分割を詐害行為として取り消す（民法 424）ことができるかどうかの問題とされることがあるが、これを認めるのが判例である（最判平成 24 年 10 月 12 日民集 66・10・3311）。が、そうだとでも解決すべき問題点も多い。

<sup>5</sup> 会社の組織に関する訴えには、本文で以下に説明する者のほか、持分会社の設立取消の訴え（832）、会社解散の訴え（833）がある。しかし、持分会社の設立取消の訴えは株式会社でしかありえない上場会社では関係がなく、会社解散の訴えも、上場会社はまず問題となりえないと思われるので、ここでは触れない。

会社の組織に関する訴えには、各種無効訴訟、新株発行等不存在確認訴訟、株主総会決議不存在・無効確認訴訟、株主総会決議取消訴訟、会社解散訴訟がある。

(1) 無効訴訟

次に掲げる行為の無効を争う場合は、訴えによってのみ、その効力を争うことができる(828 I)。

- i 会社の設立
- ii 新株発行
- iii 自己株式の処分
- iv 新株予約権の発行
- v 資本減少
- vi 吸収合併・新設合併
- vii 吸収分割・新設分割
- viii 株式交換・株式移転

以上の行為の無効訴訟は、設立無効訴訟は会社成立の日から2年以内、それ以外の行為の無効訴訟は、当該行為の効力が生じてから6ヶ月以内に訴えを提起しなければならない(828 I)。

提訴権者(原告)および被告は、次のとおりである(828 II、834)。

- i 設立無効、新株発行無効、自己株式処分無効訴訟  
原告 株主、取締役、監査役、執行役、清算人<sup>6</sup>  
被告 会社
- ii 新株予約権発行無効訴訟  
原告 株主、取締役、監査役、執行役、清算人、新株予約権者  
被告 会社
- iii 資本金減少無効訴訟  
原告 株主、取締役、監査役、執行役、清算人、破産管財人、承認しなかった債権者  
被告 会社
- iv 合併無効訴訟  
原告 合併の効力発生時の消滅会社、存続会社、新設会社の株主、取締役、監査役、執行役、清算人、存続会社・新設会社の破産管財人、並びに承認しなかった債権者  
被告 存続会社・新設会社
- v 会社分割無効訴訟  
原告 会社分割の効力発生時の分割会社、承継会社、新設会社の株主、取締役、監査役、執行役、清算人、承継会社・新設会社の破産管財人、

---

<sup>6</sup> 会社法は、これらのものをまとめて「株主等」と表現している(828 II①)。

並びに承認しなかった債権者

被告 吸収分割の場合 当事会社  
新設分割の場合 分割会社及び新設会社

vi 株式交換・株式移転

原告 株式交換・株式移転の効力発生時の完全子会社、完全親会社の株主、  
取締役、監査役、執行役、清算人、株式交換における完全親会社の破  
産管財人、並びに承認しなかった債権者

被告 株式交換の場合 当事会社  
株式移転の場合 完全子会社及び新設会社

無効原因は、法律上特段の規定はなく、解釈による。概して言えば、重大な違法のみ無効原因とする解釈が取られる。詳細はすでに個別に述べているので、ここでは繰り返さない。

(2) 募集株式発行不存在確認訴訟

新株発行、自己株式の処分、新株予約権の発行については、当該行為が全く行われていない<sup>7</sup>にもかかわらず、これが行われたかの外観（変更登記がなされる等）が存在する場合がある。こうした場合、訴訟外でもその不存在を主張することは可能であり、各種無効訴訟とは異なり、訴訟によらなければならないということはなく、一般原則通りである。

しかし、会社側が不存在であることを認めない場合で、変更された登記を元に戻す必要がある場合等、訴えを提起して解決しなければならない場合もありうる。

そこで法は、これら行為の不存在確認訴訟を認め（829）、その勝訴判決に対し、他の会社の組織に関する訴えと同様の一定の訴訟法的効果を与えている。

ここで不存在確認の対象となるものは、

- i 新株発行
- ii 自己株式処分
- iii 新株予約権発行

である（829）。

これら不存在確認訴訟の提訴期限、提訴権者（原告）に制限はない。訴えの利益がある限り、誰でも訴えを提起できる。

被告についても、理論的には訴えの利益がある限り誰でも被告たりうるはずであるが、会社法は、発行会社を被告（834⑬乃至⑮）とする訴訟とすることで、他の会社の組織に関する訴えと同様の手続法上の特則の適用を認めている。

(3) 株主総会等決議不存在確認訴訟、無効確認訴訟

株主総会、創立総会、種類株主総会が存在せず、あるいは決議内容が法令に違反する場合は、当然に不存在、あるいは無効である。そのため、株主総会決議の不存在や無効の主張は訴訟外でも可能であり、訴えを提起するとしても、訴えの利益がある限り、いつでも

<sup>7</sup> 曲がりなりにも当該行為が行われたと評価することすらできない場合も含まれる。

誰でもが提起できる。

しかし、これら訴訟についても、会社の組織に関する訴えの一類型とし（830）、当該会社を被告（834⑩）とすることにより、他の会社の組織に関する訴えと同様の手続法上の特則の適用を認めている。

#### （４）株主総会等決議取消訴訟

株主総会、創立総会、種類株主総会の瑕疵について、会社法は決議内容の法令違反以外の瑕疵については取消原因にするにとどめ、提訴権者が提訴期限内に提訴しない限りその瑕疵の主張ができないという構造を取っている（831）。

提訴権者（原告）、被告、提訴期限、取消原因は、株主総会の項目で説明した。

株主総会等決議取消訴訟についても、会社の組織に関する訴えとして手続法上の特則の適用がある。

#### （５）手続上の特則

上記会社の組織に関する訴えについては、訴訟手続きに民事訴訟法とは異なる特則が定められている。ただし、勝訴判決の将来効のように、すべての会社の組織に関する訴えに適用されるわけではない特則もあるので注意が必要である。

##### （ア）管轄

管轄は、被告となる会社の本店所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄である（835Ⅰ）。会社分割、株式交換・株式移転の無効訴訟の場合、被告が２社以上あり管轄が競合するときは、先に提訴した裁判所が管轄する（835Ⅱ）が、著しい損害または遅滞を避けるため必要があると認めるときは、申立てまたは職権で、訴訟を他の管轄裁判所に移送することができる（835Ⅲ）。

この管轄の規定は、複数の原告が同じ訴えを提起してきた場合の弁論の併合等の処理を簡明にするためである。

##### （イ）弁論の必要的併合

同一の請求を目的とする会社の組織に関する訴えに係る訴訟が数個同時に係属するとき、その弁論及び裁判は、併合してしなければならない（837）。これは、判決の内容が区々にならないようにするためである。

##### （ウ）担保提供命令

株主および債権者が提起する会社の組織に関する訴えについては、被告は、原告が悪意で提訴したことを疎明することにより、原告に担保を提供するように裁判所に求めることができる（836）。これは、株主や債権者からの濫訴による被告側の損害を担保するためのものである。担保は金銭又は裁判所が相当と認める有価証券を供託する方法によるのが原則である（民訴76）。

担保提供命令に対し、原告が担保を立てるべき期間内にこれを立てないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる（民訴78）。そのため、担保提供命令が発せられると、原告による担保が提供されるまで訴訟を進行させないのが普

通である。その意味で、担保提供命令は被告側にとって防訴抗弁的な作用をすることになる。

担保に対しては、被告は他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有する（民訴 77）。したがって、会社の組織に関する訴えに原告が敗訴し、かつ濫訴であったことが認められれば、被告は供託金還付請求権を行使することにより優先的に弁済を受ける<sup>8</sup>。

#### （エ）対世効

会社の組織に関する訴えの原告勝訴判決は、第三者に対してもその効力がある（838）。会社の組織に関する訴えを画一的に処理するためである。これに対し、原告敗訴判決には対世効はない。

#### （オ）将来効

会社の組織に関する訴えの原告勝訴判決は、基本的に将来に向かってのみ、その効力が生じる（839）。会社をめぐる法律関係は極めて複雑に積み重なっていくので、判決に遡及効を持たせると過去の法律関係の收拾がつかなくなってしまうからである。

そのため、判決が将来効となっている会社の組織に関する訴えの法的性質は、形成訴訟であり、各種無効訴訟も、判決主文で無効を宣言して初めて将来に向かってその効力が覆されるに過ぎない。

ただし、重要な例外として、新株発行等不存在確認訴訟、株主総会等決議不存在・無効確認訴訟、株主総会決議取消訴訟は遡及する。特に、株主総会決議が取り消されると、初めから当該決議は存在しなかったものとされるので、場合によっては取引の安全は別途考慮する必要がある場合もある。

#### （カ）再審

会社の組織に関する訴えに関し、法は再審に関して特段の規定を置いていない。したがって、再審に関してはもっぱら民事訴訟の一般原則によることになる。

ところが、上記で述べたように請求を認容する判決には対世効があることから、原告勝訴判決が確定すると、当該勝訴判決に不服がある第三者（例えば当該行為の有効性を主張したい株主）も、もはやその確定判決を争うには再審手続きによるしかないが、訴訟当事者でなかった第三者が確定した請求認容判決を再審で争うことは民事訴訟法では特段の明文上の手当てをしていない。

この点に関し、近時2つの最高裁判決がある。一つは新株発行無効判決に対する第三者の争い方であり<sup>9</sup>、もう一つは会社解散判決に関するもの<sup>10</sup>である。いずれも、馴合い的な訴訟であった可能性がある事案であり、被告である会社が真剣に争っていないために請求認容判決となった可能性がある事案であった。

---

<sup>8</sup> ただし、近時の判例によれば、この優先権は担保権というよりは保証債務履行請求権類似の権利のように解しているようである。上訴に伴う執行停止の担保と更生会社に対する権利行使との関係の判例として、最判平成 24・4・26 民集 67-4-1150。

<sup>9</sup> 最判平成 25・11・21 民集 67-8-1686。第三者割当増資が無効とされた確定判決に対し、当該割り当てを受けたものが無効判決を争った事案である。

<sup>10</sup> 最判平成 26・7・10 裁判所ホームページ。会社解散判決に対し、解散事由の存在を他の株主が争った事案である。

判例は、第三者が独立当事者参加（詐害防止参加と思われる）の申立てをすると同時に民事訴訟法 338 条 1 項 3 号の再審事由<sup>11</sup>を主張して再審の申し立てをすることを認めた。

ただし、独立当事者参加の申し立てをするには、原告・被告の一方又は双方に対して何らかの請求を立てなければならないところ、新株発行無効判決の事案では第三者割当を受けていた第三者が、株主であることの確認を求める請求を原告・被告双方に請求していた事案であることから再審の訴えの適法性が認められたが、会社解散判決の事案では、訴訟当事者とはならなかった他の株主が、単に原告の請求を棄却することを求めて独立当事者参加を申し立てた事案であったため、参加申立そのものが不適法であることを理由に、会社解散判決の事案では再審の訴えそのものを却下した<sup>12</sup>。

### 3 役員等に対する責任追及等の訴え

これについては、すでに詳述した。

### 4 役員解任の訴え

役員職務に不正の行為または法令定款に違反する重大な事実があるにもかかわらず、取締役会による役員解任議案が否決された場合、少数株主権として、6 か月前から引き続き総議決権の 3 % 以上の議決権を有する株主、または 6 か月前から引き続き発行済株式の 3 % 以上の株式を有する株主は、訴えをもって当該役員解任を請求することができる（854）。

役員解任の訴えは、前提としてあくまでも株主総会で役員解任議案が否決されることが必要である。したがって、役員解任を求める少数株主は、まず役員解任を議題とする株主総会の招集を請求（297）するか、定時株主総会に合わせて議題提案権（303Ⅱ）を行使する必要がある。

被告は会社と解任対象役員である（855）。管轄は会社の本店所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄である（856）。

役員解任の訴えには、上記のほかには会社の組織に関する訴えのような特則はない。

### 5 社債発行会社の弁済等の取消しの訴え

社債発行会社が社債権者に対してした弁済、社債権者との間でした和解その他の社債権者に対してし、または社債権者との間でした行為が著しく不公正であるときは、社債管理

---

<sup>11</sup> 判例は、被告である会社には、判決の効力を受ける第三者に代わって手続きに関与する立場にもあることから、会社は第三者の利益に配慮してより一層信義に従った訴訟活動が求められるから、会社の訴訟活動が著しく信義に反し第三者に確定判決を及ぼすことが手続保証の観点から看過することができない場合は民事訴訟法 338 条 1 項 3 号の再審事由があるという。

<sup>12</sup> 会社解散判決の事案では、そもそもどのような請求を立てて独立当事者参加の申立てをすればよいか問題であり、訴えの利益のありそうな請求を立てることが困難なのである。会社解散判決の事案では反対意見があり、会社解散判決を前提とした清算人の選任手続きの無効を主張して清算人不存在確認の請求を定立することも考えられないではないとしているが、いかにも技巧的であり、反対意見も技巧的な請求を立てなければならないような結果となる法定意見に疑問を呈している。

者は、訴えをもって当該行為の取消しを請求することができる（865Ⅰ）。これは、社債発行会社が社債を順調に償還する見込みがないような場合に、一部社債権者だけに偏頗な弁済等をした社債権者の行為を取り消すものであり、社債権者間の償還の平等を確保するものである<sup>13</sup>。

取消権行使の要件は、弁済、社債権者との間でした和解その他の社債権者に対してし、または社債権者との間でした行為が著しく不公正であるときであるが、社債権者または転得者がその行為または転得の当時善意であれば取消できない（865Ⅳ、民法 424Ⅰ但書）。

管轄は、社債発行会社の本店所在地を管轄する地方裁判所の専属管轄である（867）。

提訴権者は社債管理者であるが、社債権者集会の決議があるときは、代表社債権者または決議執行者も提訴できる（865Ⅲ）。

会社は被告とはならず、被告は弁済等の相手方またはその転得者だけである<sup>14</sup>（866）。

提訴期間は、社債管理者が提訴する場合は、社債管理者が弁済等の行為を知ったときから6ヶ月または行為の時から1年である（865Ⅱ）。代表社債権者又は決議執行者が提訴する場合は行為の時から1年である（865Ⅲ但書）。

取消の効果は、総社債権者の利益のために効力が生じる（865Ⅳ、民法 425）。

社債発行会社の弁済等取消訴訟は、以上のほかに会社の組織に関する訴えのような特則はない。

---

<sup>13</sup> この制度は、詐害行為取消権（民法 424）の規定が一部準用されている（865Ⅳ）ことから分かるように、偏波行為を詐害行為取消権で処理する場合の会社法的応用といえる。したがって、この制度の法理としては、詐害行為取消訴訟の法理が参考になる。

<sup>14</sup> これも、詐害行為取消権の被告適格が受益者・転得者と解釈されていることと軌を一にする。